

県立総合医療センター施設整備基本計画策定業務
公募型プロポーザル審査について（審査講評）

県立総合医療センター施設整備
基本計画策定業務委託審査委員会
委員長 佐藤 始

県立総合医療センターは、本県の高度専門医療や政策医療に関し、県の基幹病院として、県民に質の高い医療を継続的・安定的に提供してきました。また、新型コロナウイルス感染症への対応においても、本県唯一の第一種感染症指定医療機関として、重症者や妊婦等を含む数多くの患者の受入れに取り組むなど、重要な役割を担っています。

一方で、県立総合医療センターの本館は建設後40年が経過し、老朽化・狭隘化が著しく進行しており、単なる施設の修繕や増改築では対応に限界がある状況に加え、近年の施設基準等の大幅な改定及び医療技術・機器の急激な進歩への対応にも迫られている状況にあります。

令和5年10月に策定した県立総合医療センター機能強化基本構想を踏まえ、センターが将来にわたって本県医療の中核的役割をしっかりと果たすよう、一層の機能強化を図ることとし、同センターの建替えに向けて「県立総合医療センター施設整備基本計画」を策定することとしました。

全面建替えによるフロアプラン等を盛り込んだ基本計画の策定にあたっては、病院建築に係る技術・知識や実績のほか、多岐にわたる専門的知見や高い調整能力が必要です。

こうしたことから、本業務においては、価格面だけで判断するのではなく、相手方の提案に基づき、技術力や経験及び業務体制などを含めた総合的な能力を評価して受託者を特定するプロポーザル方式を採用しました。

審査委員会において、公募型プロポーザル実施に係る手続、参加資格及び評価基準等を定め、令和5年11月1日に手続開始の公告を行ったところ、3者から参加表明をいただきました。

第一次審査では、各社とも、500床以上の病院の新築に係る基本計画の策定業務を受託・履行した実績を有しており、その実績のある技術者を配置するなど、優れた実績と体制を有していることが確認できたことから、参加表明のあった3者について、企画提案書の提出要請者として選定したところです。

第二次審査では、審査委員会がブラインド審査（会社名の記載なし）によりヒアリングを実施した上で、審査評価基準に基づき、多様な観点から厳正、公正かつ慎重な審査を行いました。

その審査結果を「県立総合医療センター施設整備基本計画策定業務に係る公募型

「プロポーザル実施要領」に照らし、最高得点者となったアイテック株式会社を本業務に適した委託候補者として特定いたしました。

委託候補者は、類似業務について十分な実績があり、また、その企画提案についても、敷地・地域特性を十分に理解し、県立総合医療センター機能強化基本構想を踏まえた病院の機能強化の方向性の具体化が十分に図られるよう、幅広い観点を取り入れながら、的確に提案がまとめられていました。

さらに、業務実施体制や効率的・効果的なコスト管理の手法など、本県が抱える課題や基本計画の趣旨を十分に汲み取り、技術的な裏付けに基づいた明解で実現性のある提案がなされていました。

その他の提案者からも、これまで培ってこられた豊富な経験と技術力等を十分に発揮され、実に中身の濃い優れた提案がなされていました。

病院のエネルギー消費特性を考慮した省エネ計画をはじめ、敷地特性を踏まえた「にぎわい・交流」の創出や一般車両・緊急車両等の動線に配慮した病院配置計画など、いずれも高いレベルの提案であり、ここに、本件プロポーザルに参加され、貴重な時間を費やして真摯に御努力いただいた関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。